

公立大学法人新潟県立看護大学
財務会計システム等サーバ構築及び保守業務委託
仕様書

公立大学法人 新潟県立看護大学

令和6年 10 月 1 日

目 次

1. 業務名及び業務の目的等	2
2. 本委託業務の範囲等	2
3. 構築業務の概要	2
4. 契約不適合責任	4
5. 特許権、著作権等	4

【添付資料】

別紙 性能及び機能に関する要求要件書

本仕様書は、成果品として必須の機能要件を示すものである。本仕様書に記載された要件は、別に定めがあるものを除き原則として全て実現すべきものであるが、代替案を示し、新潟県立看護大学（以下、本学という）がこれを了承した場合は要件を満たすものとする。

1. 業務名及び業務の目的等

(1) 件名

公立大学法人新潟県立看護大学財務会計システム等サーバ構築及び保守業務委託

(2) 目的

本学が新たに導入する財務会計システム及び人事給与システムを安定稼働させるために必要なサーバー等構築する。

2. 本委託業務の範囲等

(1) 委託業務の範囲

- 1) ハードウェア及びソフトウェアの納入及び設定
- 2) 財務会計システム及び人事給与システムパッケージソフトウェアの安定稼働に向けたネットワーク構築
- 3) 保守業務

(2) ハードウェア等構築・納入期限及び保守業務委託期間

- 1) ハードウェア及びソフトウェア構築・納入期限：令和6年12月13日
上記期限までに、ハードウェア及びソフトウェア一式を納品し、かつ必要な仮想環境を構築し、財務会計システム及び人事給与システムソフトウェアをインストール可能な状態にすること。
- 2) 保守業務委託期間：令和6年12月14日から令和11年12月13日（5年）

(3) 調達物品及び構成内訳

① ハードウェア

- ・ サーバ 一式
- ・ バックアップ用装置 一式
- ・ 無停電電源装置 一式

詳細な仕様は、【別紙】「性能及び機能に関する要求要件書」に記載のとおりとする。

② ソフトウェア

- ・ 仕様書要件を充たすために必要なソフトウェア 一式

なお、搬入、据付、配線、設置、調整、既存設備との接続、既存機器への導入・調整を含むものとする。

3. 構築業務の概要

(1) 事務用仮想化プラットフォームの構築

【別紙】「性能及び機能に関する要求要件書」を全て充たす事務用仮想化プラットフォーム

を構築する。

(2) 機器の搬入

- 1) ハードウェア（サーバ、サーバ関連機器（無停電電源装置、バックアップ装置、その他配線等を含む））を搬入し、設置、接続及び設定作業を行うこと。また、必要に応じて、既設電源設備及び分電盤から電力配線、電圧変換・周波数変換設備を用意すること。
- 2) 搬入に際しては、本学施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うとともに、納入時には受託者が必ず立ち会うこと。
- 3) 搬入、据付、配線、設置、調整、既存設備との接続に要するすべての費用は、本調達に含まれる。
- 4) ネットワークインフラは既に構築している本学情報ネットワークシステムを利用することとし、動作確認を行うこと。
- 5) 既設 LAN との接続について障害が発生した場合は、原因の切り分けを行い、本調達に起因する障害については対処すること。
- 6) 搬入場所は新潟県立看護大学(新潟県上越市新南町 240 番地)とし、詳細な場所は本学担当者が別途指示する。

(3) 運用・保守業務

運用・保守については、下記諸条件を踏まえた保守体制を構築すること。なお、毎年の保守費は年に1回支払うこととする。

1) 運用・保守に係る前提条件

- ① 今回調達する機器全てについて、受託者は責任を持って保守対応を行うこと。また、機器の損害保険は受託者の責任と費用負担で加入すること。
- ② 財務会計システム及び人事給与システムの稼働に伴い、バックアップ及びシステム保守等の時間を除き、24時間365日稼働を基本とする。
- ③ 受託者が納入機器等を利用停止する場合は1か月前にスケジュールを提示すること。
- ④ バックアップは最低でも日次バックアップを実施すること。
- ⑤ 納入機器に障害があった場合、障害の原因分析は受託者が責任を持って行うこと。
- ⑥ 障害が発生した場合は、速やかに現地保守を行うこと。また、故障及び部品交換等が必要な場合は可及的速やかに対応すること。
- ⑦ 運用・保守業務は令和6年12月14日から令和11年12月13日（5年間）を想定している。

2) 運用・保守の体制

- ① 今回調達するハードウェア、ソフトウェア保守における専門的な技術者を有し、技術的質問にも迅速に対応できること。また、その体制を明確に提示し、変更が生じた場合は速やかに本学へ通知すること。
- ② 受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急時には受付時間外にも連絡が取れ、システム障害の一時対応が行える体制とすること。

3) 障害復旧作業及び定期点検

- ① 障害が発生した場合は1営業日以内に復旧作業を実施し、復旧後はその原因について

文書で報告すること。

②12か月に1回の定期点検を実施し、定期点検に係る作業報告書を提出すること。

4. 契約不適合責任

システム導入後、明らかに利用者に起因すると判断される以外の異常等については無償で対応すること。

5. 特許権、著作権等

本調達に関しての、特許権、著作権等に関する第三者からの異議については、全て受託者の責任で解決すること。